

「平和安全法制」法案の衆議院本会議における採決強行に抗議するとともに、
改めて同法案に反対する会長声明

政府は、これまでの歴代内閣が一貫して憲法上行使しえないとしてきた集団的自衛権について、憲法を改正することなく、2014年7月1日に行使を容認する閣議決定を行い、これを受けて本年5月15日に「平和安全法制」法案を国会に提出した。そして、本法案は、同年7月15日に衆議院平和安全法制特別委員会で、翌16日には衆議院本会議で、共に与党によって採決が強行され、可決した。

しかし、本法案については、本年6月4日の衆議院憲法審査会における参考人を始め、圧倒的多数の憲法学者と歴代内閣法制局長官が憲法に違反しているとの認識を示すなど、その違憲性が明らかとなっている。

更に、上記特別委員会での強行採決前には、安倍晋三総理大臣自ら、本法案について国民の理解が進んでいない旨答弁している。それにもかかわらず、本法案について採決が強行されたことは、民意をも無視するもので、与党の対応は独善的といわざるを得ない。

このように、本法案について、その違憲性が明らかであること、民意を無視したこととの二重の意味で採決が強行されたことは極めて遺憾であり、到底容認できるものではない。

本法案は、憲法の根幹たる立憲主義にかかわる特に重要なものであり、特に慎重に審議すべきである。今後の参議院での審議に際し、強行採決が繰り返されたり、ましてや憲法59条2項による衆議院での再可決がなされたりして成立するようなことは、決してあってはならない。

当会は、法律専門家を構成員とする団体として、これまで2014年5月1日付け会長声明、同月24日付け総会決議及び本年6月10日付け会長声明において、憲法の改正手続を経ることなく、閣議決定による政府見解の変更や法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行うことに断固反対することを繰り返し表明してきた。また、衆議院本会議で強行採決がされた本年7月16日には、関東弁護士会連合会理事長及び同連合会管内の他の12の弁護士会会長と共同で、衆議院本会議における強行採決に抗議する声明を表明した。

当会は、衆議院で本法案の採決が強行されたことを強く非難し抗議するとともに、立憲主義の見地から、法律の制定をもって憲法規範を変更することになる「平和安全法制」の制定に改めて断固反対するものである。

2015年（平成27年）8月4日

茨城県弁護士会

会長 木 島 千華夫